

議第四十号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表七の表五の項中「特定家畜伝染病防疫指針」の下に「（以下この表において「豚熱防疫指針」という。）」を、「いう。」の下に「又は登録飼養衛生管理者（豚熱防疫指針に基づき知事が登録した飼養衛生管理者をいう。）」を加え、同表に次のように加える。

六 豚熱防疫指針に基づき行う豚熱予防液接種票の交付	豚熱予防液接種票交付手数料	一通につき	六九〇
---------------------------	---------------	-------	-----

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案説明

豚熱予防液接種票交付手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。